

お子様が長期間欠席するため、学校給食を欠食したいときは、連続して4日以上給食の欠食を希望される場合において、給食を止めることができます。

欠食を希望される場合は、保護者様よりお子様の通う学校へ、欠食したい期間を申し出てください。

新型コロナウイルスをはじめとした感染症等による欠食も同様の取り扱いとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

- 1 保護者より学校へ、欠食したい期間について申し出をしてください。
 ★欠席の連絡＝（欠）欠食の申し出ではありません。欠食を希望する場合は、必ず申し出てください。
- 2 欠食は申し出から6日目（土・日・祝日を含む）以降の対応となります。
 ★食材発注やキャンセルの都合上、申し出から5日目までの給食は、食べない場合でも給食費をいただきます。また申し出は、平日のみとなります。ご了承ください。
 ※欠食可能日については、下記の表を参考にしてください。
- 3 学級閉鎖や学校閉鎖、臨時休業の場合は、申し出は不要です。
- 4 欠食期間の延長・短縮をする場合は、必ず学校にお知らせください。
- 5 復食日を伝えていない場合は、復食日が決まりましたら、速やかに学校に連絡してください。原則、欠食と同様に申し出から6日目より復食が可能です。
 ★食物アレルギー対応をしている場合は、申し出時にお知らせください。
 ★復食申し出日より早く登校となった際には、弁当の持参をお願いする場合があります。
- 6 欠食した給食の代金は返金します。
 ★返金額は、単価（小学校：290円、中学校：340円）×欠食回数となります。
 返金は、次月以降の給食費集金で減額する対応で行う場合もあります。

例）5月13日（木）に申し出た場合

5/10（月）	5/11（火）	5/12（水）	5/13（木） 1日目	5/14（金） 2日目	5/15（土） 3日目	5/16（日） 4日目
			申し出日	返金不可		
5/17（月） 5日目	5/18（火） 6日目	5/19（水）	5/20（木）	5/21（金）	5/22（土）	5/23（日）
返金不可	この日より 返金可能					

担当：犬山市 学校教育課（市役所3階）

TEL：（0568）44-0351

E-mail：070200@city.inuyama.lg.jp

